

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

R4.3作成

1. 軽度者に対する福祉用具の貸与について

要支援1・要支援2・要介護1の者（軽度者）に対する以下の種目については、介護保険給付は原則対象外となります。ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者（表1参照）については、要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合や、市町村が、医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書面等で確認の上、その要否を判断した場合には、例外的に給付が認められます。

【軽度者が原則給付対象外となる福祉用具】

- ・車いす（付属品含む）
- ・特殊寝台（付属品含む）
- ・床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト（つり具部分除く）
- ・自動排泄処理装置（要介護2及び要介護3の者も原則給付対象外）

2. 貸与の要否の判断について

2-1. 要介護認定における基本調査結果に基づく判断

基本調査結果に基づき、表1のとおり要否を判断してください。表1の基本調査結果に該当する場合は、軽度者であっても貸与可能です。ただし、表1のうち、

- 1（二）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」（車いす及び付属品）
- 2（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」（移動用リフト）

については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより、**指定居宅介護支援事業者が判断してください**。判断根拠となった資料は記録し、必ず保存してください。また、判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（概ね6か月に1回）で行い、その都度記録してください。

基本調査結果によって該当すると判断した場合、また、ケアマネジメントによって必要と判断した場合（車いすと移動用リフトに限る）は、**市への確認依頼は不要となります**。

<表1>

| 対象外種目 | 厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者 | 対象者に該当する基本調査の結果 |
|-----------------------------|--|--|
| 1. 車いす及び 車いす付属品 | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 | 1-7: 歩行「3. できない」 該当する基本調査結果なし |
| 2. 特殊寝台及び 特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者 | 1-4: 起き上がり「3. できない」 1-3: 寝返り「3. できない」 |
| 3. 床ずれ防止用具 及び体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 | 1-3: 寝返り「3. できない」 |
| 4. 認知症老人徘徊感知 機器 | 次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶、理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者 | 3-1: 意思の伝達「1. できる」以外 又は 3-2~3-7のいずれか 「2. できない」 又は 3-8~4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、意見書において認知症状がある旨が記載されている場合も含む 2-2: 移動「4. 全介助」以外 |
| 5. 移動用リフト (つり具の部分を除く) | 次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | 1-8: 立ち上がり「3. できない」 2-1: 移乗 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 該当する基本調査結果なし |
| 6. 自動排泄処理装置 | 次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者 | 2-6: 排便「4. 全介助」 2-1: 移乗「4. 全介助」 |

2-2. 市町村による判断

基本調査結果から貸与の必要性が確認できないが、次の i) ~ iii) のいずれかに該当する旨について、医師の医学的な所見に基づき、サービス担当者会議等を通じて貸与が必要であると判断された場合は、市町村が書面等で確認することが必要になります。

| | 状態像 | 具体例 |
|------|---|--|
| i) | 状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態（表1）に該当する者 | パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象がある場合 関節リウマチにより、関節のこわばりが朝方に強くなる場合 |
| ii) | 状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態（表1）になることが確実に見込まれる者 | 末期がんによる急激な状態悪化が見込まれる場合 |
| iii) | 身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具が必要な状態（表1）に該当すると判断できる者 | 喘息発作による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎等の危険性の回避が必要な場合 |

※具体例に挙げた疾患がすべて該当するとは限りません。

* 「医師の医学的な所見」について

医師は、医学的見地から被保険者の状態像を確認し、日常生活を送るうえでの助言を行うことはできますが、具体的にどういった福祉用具を貸与するかを決定する役割は担っていません。

そのため、導入を検討している福祉用具に関して、導入の同意を求めるのではなく、被保険者が上記の状態像に該当していることを明確にするための根拠として意見を得る必要があることをご留意ください。

2-3. サービス担当者会議について

要否の判断を行い、医師から医学的所見が示された場合、サービス担当者会議を開催し、福祉用具を貸与することが、利用者の自立支援に対して有効であるかどうかを判断してください。利用者の状態について、病状やその経過、福祉用具が必要となった経緯、利用することでどういった自立支援につながるかを、会議資料に具体的に記載してください。

利用者が「できない」ことを単に補うために福祉用具を導入することは、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こす場合があります。利用者の「できる」能力を最大限に引き出すことが目的であることを意識して、その必要性について検討してください。

3. 申請について

3-1. 提出書類

- ①軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの特例に関する確認について（依頼）
- ②医師の医学的所見を証する書類 ※
- ③サービス担当者会議資料
- ④貸与が必要な福祉用具のカatalog（該当部分に印をつけてください）

※医学的所見を証する書類となるもの（下記のいずれか）

- ・主治医意見書（要介護認定における意見書ではなく、医師に改めて意見を照会したもの）
- ・診断書（写し）
- ・ケアマネジャーが医師に聴取した所見の記録
（電話やFAXでの照会可。③の記録に明記されている場合、②は省略可。）

3-2. 申請時期

原則、貸与を開始する前に提出してください。書類が提出され、対象であると市が判断した場合、貸与の有効期間開始日は提出した日の属する月の初日とします。

月末に急きょ例外給付を受ける必要が生じた場合等、やむを得ず同月中に提出が難しい場合は、必ず事前に市までご連絡ください。

また、認定申請中で、認定結果が出る前に例外給付を受ける必要が生じた場合は、結果が確定する前に申請することが可能です。介護度が確定した後、軽度者に該当した方については確認結果を通知します。

3-3. 再申請が必要な場合

下記に該当する場合は、再申請が必要です。改めて必要性について検討し、書類を作成してください。

- ・認定有効期間が更新されたが、引き続き軽度者に該当し、利用する場合
- ・介護度が変更となった場合（要支援⇔要介護1）
- ・貸与品目を追加、変更した場合
- ・担当の居宅介護支援事業所を変更した場合